

教えて、玉ちゃん!

「○○って、よく分からぬい～！？」



お任せください。
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で
解説いたします。

「最低賃金あれこれ」

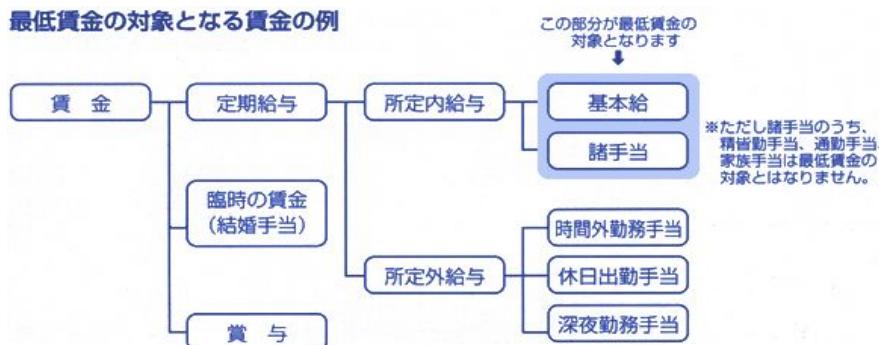
広島県の最低賃金が平成19年10月28日より654円から669円（時間額）に改定されました。

現行の最低賃金はほとんどが時間額で決定されています。

「時給制」の給料の場合は分りやすいですが、「月給制」の場合は間違えやすいかも知れません。そこで、今回は実際の給料が最低賃金額以上となっているかどうかを調べてみましょう。

★最低賃金の対象は？

最低賃金の対象となる賃金の例



★計算の仕方

- (例) ・年間所定労働日数255日 ・1日の所定労働時間8時間
・月給133,000円 (基本給110,000円、職務手当3,000円、精皆勤手当10,000円、通勤手当5,000円、家族手当5,000円)

$$\frac{\text{月給額} - (\text{精皆勤手当} + \text{通勤手当} + \text{家族手当}) \times 12\text{ヶ月}}{\text{年間所定労働時間数}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

となる必要があります。

$$\frac{133,000 - (10,000 + 5,000 + 5,000) \times 12\text{ヶ月}}{255\text{日} \times 8\text{時間}} = 664 \leq 669\text{円}$$

この例の場合、広島県の最低賃金の時間額669円を下回っていますので、法違反となってしまいます。
この例の場合基本給と職務手当の合計を引き上げる必要があります。